平成25年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 業務実施細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が、平成25年度に行うクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(以下「補助金」という。)を交付する業務は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則による。

(用語)

第2条 この業務実施細則(以下「実施細則」という。)で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

(センターが特に認める輸入車)

第3条 交付規程第4条第2項のセンターが特に認めるときとは、当該輸入車が、同項の承認を 受けた銘柄と同一の仕様(動力機構、蓄電池、排気ガス処理装置等のクリーンエネルギー自動 車を構成する重要な機構以外のものに係る軽微な差異がある場合を含む。)の車両として海外 において量産及び販売されたものである場合とする。

(補助金交付上限額)

- 第4条 交付規程第5条第1項に規定するクリーンエネルギー自動車等の仕様(以下「銘柄」という。)ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、別表1のとおりとする。
- 2 銘柄ごとの補助金交付上限額は、別表 2 の補助金上限額算定のための審査基準を満たすものとする。
- 3 交付規程第5条第1項ただし書きの規定によりセンターが個別に判断する補助金交付上限額は、当該輸入車と同一の仕様である交付規程第4条第2項の承認を受けた銘柄のクリーンエネルギー自動車に係る補助金交付上限額を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 交付規程第6条第1項に規定するセンターが指定する日は、車両導入に係る申請にあっては平成26年3月7日とする。
- 2 交付規程別表3のクリーンエネルギー自動車導入費に係る申請要件①に規定するセンターが別に定める期間は、平成25年4月1日から平成26年2月28日(平成24年度繰越し予算予算による支払い対象車を除く)までの期間内で、当該車両の初度登録の日から1か月以内とする。ただし、事務手続の円滑化等の観点からセンターが特別な期間を設定し、ホームページ等において公表した場合にはこれに従う。
- 3 交付規程別表3のクリーンエネルギー自動車導入費に係る申請要件⑤及び⑥に規定する主 として自動車を販売する業を営む者とは、自動車を販売する業を営む者であって、次の各号の

いずれかの場合にも該当しないものをいう。ただし、新たに自動車を販売する業を営む者である場合については、以下の各号の要件に準じてセンターが個別に判断する。

- 一 直近の会計年度における総売上に占める自動車販売(新車販売に係るもの)に係る売上 の比率が15%以下である場合
- 二 直近の会計年度における年間の新車販売台数が20台以下である場合
- 三 前各号に相当する者としてセンターが特に認める場合
- 4 交付規程別表3のクリーンエネルギー自動車導入費に係る申請要件®に規定するセンターが定める仕様の車両は、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた電気自動車とする。
- 5 交付規程別表3のクリーンエネルギー自動車導入費に係る申請要件®に規定するセンター が指定するCO2排出削減に係る国内クレジット事業実施団体は、日本テピア株式会社とする。
- 6 交付規程別表 4 に掲げる申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表 3 のと おりとする。

(補助対象経費及び補助金交付額の計算方法)

- 第6条 センターは、車両導入に係る補助対象経費の計算を簡便にするため、あらかじめ銘柄ご とのベース車両価格(クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の仕様差について調整 したもの。以下「基礎額」という。) を算出する。
- 2 前項において算出された基礎額に交付規定別表1に掲げるCの調整額を加算した額を基準額とし、別表1に記す。
- 3 車両導入に係る補助対象経費は、前項の基準額を用い、車両導入に係る車両本体価格から基 準額を減じた額として計算する。
- 4 車両導入に係る車両本体価格が、当該車両の定価(銘柄ごとに一般に販売される場合の価格 として製造事業者又は輸入事業者が設定する価格であって、センターが認めるもの。)より低 い額であった場合、これらの差額が補助対象経費以外の部分に係る値引きによって生じたか否 かに関わらず、前項の計算方法を適用する。
- 5 補助金交付額は、補助対象経費に補助率を乗じた額から端数を切り捨てた額として計算する。 この場合において端数とは1万円未満の額をいう。

(利益等排除の方法)

第7条 交付規程第6条第2項第六号に規定する利益等排除の方法は別表4に定める。

(交付の決定等)

第8条 センターは、交付規程第7条第1項の審査をするにあたり、国が認めた計画又はこれに 準じたものに基づき、電気自動車等の普及を促進する地方公共団体に対して、車両導入が円滑 に実施できるよう十分に配慮するものとする。

(計画変更の承認等)

- 第9条 センターは、交付規程第7条第1項の修正、同条第2項の条件、第9条の計画変更の承認その他の理由により、当初の申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。
- 2 センターは、交付規程第9条の計画変更の内容が、軽微な変更であると認められる場合は、 計画変更の承認申請によらず、届出とすることができる。

(取得財産の管理等)

第10条 交付規程第14条第3項に規定するクリーンエネルギー自動車等導入促進促進対策 費補助金管理規程を別表5に定める。

(財産処分の制限等)

- 第11条 交付規程第15条第2項の取得財産等の処分を制限する期間を別表6のとおり定める。
- 2 交付規程第15条第4項に基づきセンターが補助金の返納を求めるときは、当該返納額は、 減価償却資産における償却方法の考え方に基づき、補助金交付額等を勘案して算出される額と する。ただし、その取得財産等の処分が本人責めに帰さないやむを得ない事由によるものとし て次の各号に該当するときは、センターは補助金の返納を求めないものとする。
 - 一 天災等により補助対象車両が走行不能となり抹消処分した場合
 - 二 過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合
 - 三 道路運送車両法の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第56条第4項の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた自動車など別に定める特殊な自動車であり、その有効期間を経過し、公道走行が不可能となった場合。
 - 四 その他センターが特に認める場合

(予算が不足する場合の措置等)

- 第12条 センターは、交付規程第18条第1項の期間(以下「最終受付期間」という。)を定めるときは、最終受付期間の開始日より十分前にこれを決定し、速やかにセンターのホームページ上で公表等を行うものとする。ただし、事業期間の残日数等を考慮してやむを得ない場合は、この限りではない。
- 2 センターは、最終受付期間を公表したときは、当該公表日から最終受付期間の開始までの間、 最終受付期間中に車両導入する予定の者(売買契約の状況等を考慮して、車両導入が相当程度 見込まれる者に限る。)からの当該車両導入の意思の表明を受け付けるものとする。
- 3 最終受付期間にあった申請に係る補助金額が全額認められた場合の総額が予算額を超過した場合には、前項の意思の表明をした者については補助金を優先的に配分し、他の申請者についてはそれぞれの補助金額が全額認められた場合の額に応じて予算残額を按分するものとする。

(審査委員会)

第13条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、交付規程の制定及び変更、実施細則の制定及び変更(軽微なものを除く。)、補助金上限額の決定その他の補助金の交付をする業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

(様式)

第14条 交付規程によりセンターが定める様式は、様式1から様式13までのとおりとする。

(附則)

- 1. この実施細則の制定は、第13条の審査委員会の審議を経て決定する。
- 2. この実施細則は、交付規程の適用日(平成25年5月15日)から適用する。

(別表1)銘柄ごとの補助金交付上限額

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】

	,	メーカー	−名·車 名	型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	(参考) 定価(円) ※	補助率
	トヨタ プリウスPHV 2012.11改良前 モデル	S	(北海道地区) オーディオ無 オーディオ無(北海道地区)		330	2,526 2,558	3,047,619 3,079,619 3,027,619 3,059,619 3,238,095	2/3
		G	(北海道地区) オーディオ無 オーディオ無 (北海道地区) レサ・ハッケ・ジ レサ・ハッケージ (北海道地区) レサ・ハッケージ ナビ無・オーディオ無 レサ・ハッケージ ナビ無・オーディオ無 (北海道地区)	DLA-ZVW35		2,758	3,260,095 3,218,095 3,240,095 4,000,000 4,022,000 3,492,000	
普通車	トヨタ プリウスPHV	L S G	(北海道地区) (北海道地区) (北海道地区) レサ・ハ・ッケ・シ・ レサ・ハ・ッケ・シ・(北海道地区) レサ・ハ・ッケーシ・ナビ・無 レサ・ハ・ッケーシ・ナビ・無 (北海道地区)	DLA-ZVW35	330	2,425 2,546 2,578	4,000,000 4,022,000 3,492,000	
	ニッサン リーフ	ドライアンジ	ゲングヘルパー X ゲングヘルパー G シャンテ 助手席回転シート X シャンテ 助手席回転シート G	ZAA-ZE0	700	2,873 3,155 2,603	3,585,000 3,867,000 3,935,000 4,217,000 3,665,000 3,947,000	2/3
		ドライアンジ	(サイト・/カーテンエアハ・ック・システム無) (サイト・/カーテンエアハ・ック・システム無) (サイト・/カーテンエアハ・ック・システム無) (サイト・/カーテンエアハ・ック・システム無) (ビングヘルパー X) ビングヘルパー G シャンテ 助手席回転シート X シャンテ 助手席回転シート G	ZAA-AZE0	780	2,128 2,447 2,517 2,805 2,875 2,797	3,306,000 3,594,000 3,664,000 3,586,000 3,944,000 3,333,000	1/1
普通車	三菱 アウトランダー PHEV	G	Premium Package	-DLA-GG2W	300 350 300 350 300 350	3,632 3,632 3,327 3,327 3,029	4,092,381 4,162,381 3,788,572 3,858,572	2/3

	メー	カー名・車 名	型式	補助金交付上限類	基準額 (千円)	(参考) 定価(円) ※	補助率
गेर्द	 →±	QC無		300	2,938	3,399,048	
普通	三菱 アウトランダー —	QC付	DLA-GG2W	350	2,938	3,469,048	2/3
車	DLIEV	QC無 E		300		3,165,715	2, 0
		QC付		350		3,235,714	
	マツダ デミオ	EV(FF)	DBA-DE3FS(改)	850		3,406,667	2/3
小	EV100V給電システム付き(FF)		711 710		2,292		0./0
型	~~		ZAA-ZA2	850		3,809,524	2/3
車	トヨタ eQ	- 1	ZAA-KPJ10	770	2,271		2/3
		マートフォーツー エレクトリックドライブ eego IRIE 2WD 3ドアハッチバック		370		2,809,524	2/3
	エジソンパワー エコロ		「不明」 DBA-HA24S(改)	850		3,125,000	2/3
	11 / / / / / / III		DBA-FIAZ43(GX)	680	·	2,980,000 3,619,048	2/3
		 G ナビ無・オーディオ無		850		3,434,048	
	 三菱 i-MiEV	プロ無・オーディオ 付 ナビ無・オーディオ 付	ZAA-HA3W	0.00	-	3,449,048	2/3
		(急速充電機能無し)	ZAA HASW	620		2,476,191	2/3
	1	M (急速光電機能付き)		660		2,526,191	
		(4 k)		000		2,879,524	
		QC付 $\frac{(1)(7)}{(2人)}$	- - -ZAB-U67V			2,859,524	2/3
軽 4	三菱 ミニキャブ・ミーブ CD	(16.0kWh) ————————————————————————————————————		850		2,829,524	
4		QC無 $\frac{(2)}{(2)}$				2,809,524	
		(4 Å)				2,355,715	
		QC付 $\frac{(1)(7)}{(2)}$		590		2,335,715	
		(10.5kWh) ————————————————————————————————————				2,305,715	
		QC無 (2人)		560		2,285,715	
	三菱	QC無		280		1,769,524	
	ミニキャブ・ミーブトラック	7 (10.5kWh) —	ZAB-U68T		1,348		2/3
Ind	VX-SE	QC付		310		1,819,524	
側車		(L)	ZAE-MT3	270	976 1,295,0 956 1,435,0	1,395,000	2/3
付軽	ミツオカ・雷駆'-T3	カ・雷駆'-T3 (S)		210		1,295,000	
_		(L+)		300		1,435,000	
輪		(S+)	ZAD WAYOO DO	250	225	1,335,000	
		B・COMベーシック	ZAD-TAK30-BS		335	636,190	
原	トヨタ車体 コムス	B·COMデッキ	ZAD-TAK30-KS	70	395	696,190	1/4
付		B·COMデリバリー	ZAD-TAK30-DS		435	736,190	
4	th. L. S.	P•COM	ZAD-TAK30-PD		458	760,000	
	筑水キャニコム おでかけですカー	(九 一人社会)	ZAD-EJ50C	30	334	476,000	1/4
-	ヤマハ EC-03	(ルーフ仕様)	ZAD-SY06J	30	428 105	570,000 240,000	1/4
	本体のみ		LIND STOOJ	30	100	433,000	1/4
	ホンダ EV-neo	普通充電器付き		70	126	471,000	
نحوا	N × ↑ E A -HGO	急速充電器付き	_		120	547,000	
原付		本体のみ	ZAD-AF71			438,000	1/4
2	ホンダ EV-NeoPRO	普通充電器付き	_		131	476,000	
	か~ク Ev=Ne0PKO	急速充電器付き	_		101	552,000	
	スズキ e-Let's	心处70 电和11 C		40		298,000	
	スズキ e-Let's W		ZAD-CZ81A	60	134	378,000	1/4
\ _		型小売価格(消費税け今まない)と		- 00		5.5,000	

[※]定価は全国メーカー希望小売価格(消費税は含まない)として設定している。

【クリーンディーゼル自動車】

<u> 122</u>	リーンティーセル目	别 中】			Ī			1
	×	ペーカー名・車 名		型式	補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	(参考) 定価(円) ※	補助率
	ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX MT ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX AT ニッサン エクストレイル20GT MT 12モデル ニッサン エクストレイル20GT AT 12モデル ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX MT 12モデル ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX AT 12モデル ニッサン エクストレイル20GT エクストリーマーX MT 12モデル ニッサン エクストレイル20GT BLACKエクストリーマーX MT 12モデル ニッサン エクストレイル20GT BLACKエクストリーマーX AT 12モデル ニッサン エクストレイル20GT S MT ニッサン エクストレイル20GT S MT			LDA-DNT31	140	2,768 2,868	2,940,000 2,990,000 3,090,000 3,140,000	-
				LDA-DNT31	130	2,768 2,818 2,918 2,968 3,000	2,975,000 3,025,000 3,125,000 3,175,000 3,207,000 3,257,000	2/3
				LDA-DNT31	100	2,557 2,657	2,607,000 2,657,000 2,757,000 2,807,000	1/1
	ニッサン キャラバンチェアキ	M仕様 Tヤブ M仕様		LDF-DWGE25 (改) LDF-CWMGE25 (改)	170		4,027,000 4,307,000	2/3
普	ニッサン NV350	M仕様 C仕様		LDF-CW4E26(改)	180		3,976,000 4,039,000	
通自		D仕様			110	4,105		2/3
動車	キャラバンチェアキ	デヤブ M仕様 C仕様 D仕様		LDF-CW8E26(改)	180	4,051	4,259,000 4,322,000 4,539,000	
	メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック			I DA 919094C	100			
	アバンギャルド メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック ステーションワゴン アバンギャルド			LDA-212024C LDA-212224C			7,600,000	-
	メルセデス・ベンツ E350 ブルーテック アハンギャルト、(Airマチックサスペンション付)			LDA-212024	350	6,992	7,600,000	
	ステーションワコン	ツ E350 ブルーテック アバンギャルト・(Airマチックサスヘ°ンション付)		LDA-212224 LDA-212024C		7,325	7,933,334 7,714,286	_
	メルセデス・ベンツ アバンギャルド		-	LDA-212024 LDA-212024		7,135	7,714,286	
	三菱 パジェロ	スーパーエクシード エクシード オーディオ無		LDA-V98WLYXJ		3,705 3,570	4,540,000 3,920,000 3,785,000	
		GR VR-II オーディオ無		LDA-V98WLYUJ1 LDA-V88WMYXJ	140	3,215	3,430,477 3,660,000	2/3
	 三菱 デリカ D:5	D-Premium	(7人)	LDA-CV1WLLXFZ LDA-CV1WLLXFZ4			3,746,667	- 2/3
		D-Power package $\frac{(8)}{(7)}$		LDA-CV1WLLHFZ LDA-CV1WLLHFZ3		3,170	3,256,191	

メーカー名・車 名		型式		補助金 交付 上限額 (千円)	基準額 (千円)	(参考) 定価(円) ※	補助率	
				KDH201K- VTZYA		3,591	3,955,000	
				KDH201K-		3,726	4,090,000	
	1-12 /	h-1+,-	ODE	VTZYAW KDH201K-		3,622		
	トヨタ ハイエース トヨタ レジアスエ-		QDF- KDH201K(改)	VTZYB KDH201K-	240	3,757	4,121,000	2/3
				VTZYBW KDH201K-				_
				VTZYC KDH201K-		3,592	3,956,000	
				VTZYCW		3,727	4,091,000	
				KDH206K- VTZYA		3,874	4,238,000	
				KDH206K- VTZYAW		4,009	4,373,000	
			LDF-	KDH206K-		3,905	4,269,000	_
			KDH206K(改)	VTZYB KDH206K-	240			
				VTZYBW KDH206K-	-			-
	トヨタ ハイエース トヨタ レジアスエ-			VTZYC KDH206K-	_	3,875		
		ース・ウエルキャン		VTZYCW		4,010	4,374,000	-
			LDF-	KDH223B- VTZYA		4,199	4,461,000	
				KDH223B- VTZYB		4,213	4,475,000	
			KDH223B(改)	KDH223B-	170	4,298	4,560,000	•
				VTZYD -KDH223B-	-	4,650		
	BMW X5 xDrive35d BluePerformance		LDA-ZW30S	VTZYP		1,000		
普通		d BluePerformance	LDA-ZW30		60	7,897	7,990,476	
自	BMW X3 xDrive20	d BluePerformance	LDA-WY20			5,352	5,371,429	2/3
動重	BMW 523d BluePe	erformance	LDA-FW20		10	6,009	6,028,571	
4	BMW 523d BluePerformance ツーリング		LDA-MX20			6,295	6,314,286	
	ニコル・レーシング・ジャパン BMW ALPINA D5 Turbo		FDA-MP20		350		9,476,191	_
		AT (FF)	_			-	2,457,143	-
		L Package AT (FF) L Package AT オーディオレス +4スピーカー車 (FF)	LDA-KE2FW			2,676	2,838,096	-
						2,601	2,763,096	
		L Package AT 17インチ車(FF)				2,626	2,788,096	
		L Package AT オーディオレス +4スピーカー+17インチ車(FF)				2,551	2,713,096	
	マツダ CX-5 XD	AT (4WD)			100	2,495	2,657,143	2/3
		L Package AT (4WD)					3,038,096	
		L Package AT オーディオレス	LDA KEGAW			2,801	2,963,096	-
		+4スピーカー車 (4WD) L Package AT 17インチ車(4WD)	LDA-KE2AW				2,988,096	
		L Package AT オーディオレス	-					
		+4スピーカー車+17インチ車(4WD)				2,751	2,913,096	
		AT				2,577	2,761,905	
	マツダ アテンザ セダン XD	MT L Package AT (FF) L Package AT 17インチ車(FF)	LDA-GJ2FP			2,697		- I
	ピタン XD		_			3,057	3,238,096 3,188,096	
		AT			120	2,577	2,761,905	- 2/3 L
	マツダ アテンザ		-			٠,٥١١	□,,, ∪1,,∪∪	-
	マツダ アテンザ					2.697		-
	マツダ アテンザ ワゴン XD	MT L Package AT (FF)	LDA-GJ2FW			2,697 3,057	2,881,905	

[※]定価は全国メーカー希望小売価格(消費税は含まない)として設定している。

(別表2)補助金上限額算定のための審査基準

1.クリーンエネルギー自動車として設計・製造したもの	①同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車(以下「ベース車両」という。)が適切に選定されていること。 ②ベース車両の価格(クリーンエネルギー自動車として必要な仕様以外の仕様差について調整したもの)が適正であること。 ③ベース車両との差額の根拠が、許容できる範囲内で明確に説明され適正と認められるものであること。
2.既存自動車をクリーン エネルギー自動車に改 造したもの	①計上されている補助対象経費が適当であること。 ②経費の算定根拠が許容できる範囲内で明確に説明されていること。 と。

(別表3) 申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

- ①リース車両にあっては次の書類。
 - ・貸与料金の算定根拠明細書は補助金を受けた場合に補助金相当額が月々のリース料金の引き 下げに反映されたもの。
- ②クレジット契約等により購入する場合にはあっては次の書類
 - ・保管場所標章番号通知書、使用者が契約者である任意自動車保険契約書その他の当該車両を 申請者と車両の使用者が一致することを証する書面
- ③型式が不明である車両にあっては、事前に承認を受けている補助対象車両の仕様と同一である ことを証する書面
- ④その他必要に応じセンターが定めるもの

(別表4) 利益等排除の方法

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助金の申請者(リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。)が以下の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連 会社及び関係会社を用いる。

- (1)申請者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 申請者の関係会社(上記(2)を除く)

(3)申請者の関係会社(上記(2)を除く)						
2. 利益等排除の方法						
(1)申請者の自社調達の場合	原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、					
	当該調達品の製造原価をいう。					
(2) 100%同一の資本に属	取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明でき					
するグループ企業からの調達	る場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによ					
の場合	りがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益					
	計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売					
	上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0と					
	する。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。					
(3) 申請者の関係会社(上記	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売					
(2)を除く。)からの調達の	費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取					
場合	引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合					
	は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)にお					
	ける売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」と					
	いい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって					

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費 であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

取引価格から利益相当額の排除を行う。

(別表5) 電気自動車等導入費補助事業管理規程

電気自動車等導入費補助事業管理規程

- 1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
- 3. 補助金の交付を受けた者は一定期間内において、処分を制限された取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること)してはならない。
- 4. 前項の期間は補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別に定める期間とする。(注)
- 5. 補助金の交付を受けた者は前項の規定により定められた期間内において処分しようとする ときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければなら ない。
- 6. センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより、収入があり、 又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることがで きる。
- 7. センターは、第6項の場合には、期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助金の 交付を受けた者に対して命ずることができる。
- 8. センターは、財産処分の制限等で補助金の返納が求められた補助金の交付を受けた者から の新しい申請について、返納が完了したことをセンターが確認するまで受付けを拒否するこ とができる。
- (注) 期間は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程第15条第2項に 基づくクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金業務実施細則別表6に定められた 期間とする。

(別表6)取得財産等の処分を制限する期間

○クリーンエネルギー自動車

		貸自動車業用車両※1	自家用車両(前掲以外のもの)※2			
	処分制 限期間	区分	処分制 限期間	区分		
乗用車	4年	総排気量2%超のもの	4年	総排気量0.66%超のもの		
	3年	「小型車」 総排気量 2 % 以下のもの	47	が近れ、重り、 り りょん 色ック ひゃん		
Alsold . —	4年	積載量2トン超のもの	4年	積載量2トン超のもの		
貨物車	3年	「小型車」 積載量2トン以下のもの	4年	「小型車」 積載量2トン以下のもの		
車いす	4年	「小型車」以外	4年	「小型車」以外		
移動車	3年	「小型車」 総排気量2½以下のもの	3年	「小型車」 総排気量2½以下のもの		
軽自動車	3年	「小型車」 総排気量2%以下のもの 貨物自動車にあっては、積載量 2トン以下のもの	4年	「小型車」 総排気量0.66%以下のもの		
原付4輪	3年	「小型車」	4年	「小型車」 総排気量0.66%以下のもの		
原付2輪		総排気量2%以下のもの	3年	「二輪または三輪自動車」		

- ※1 貸自動車業用車両とはいわゆるレンタカー用車両であり、リース用車両でないことに注意。
- ※2 自家用車両とはいわゆる白ナンバー車両を指す。
- 注1) 排気量を持たない電気自動車については、そのベース車両の排気量に基づき区分する。
- 注2)上記の表に該当しない車両が補助対象となる場合は、省令に準じて別途設定するとともに、 センターにおいて本表の追加・修正を行う。